

平成30年度

竜王町社会福祉協議会  
事業計画書

社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会

## 平成30年度事業方針

### 【はじめに】

今日、急激な少子高齢化による人口減少や都市化・核家族化による家族形態の変化等にともない、社会的孤立や貧困、格差の問題が顕在化してきています。本町においても高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、ひとり親家庭が増加しており、住民の福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

これらを背景に、平成28年6月には、誰もが自分らしく活躍できる地域共生社会の構築に向けて『ニッポン一億総活躍プラン』が閣議決定され、さらに今年2月には厚生労働省から、分野を超えた包括的な福祉支援体制をめざした『地域共生社会の実現に向けて』が公表されるなど、国の施策は人々の生活を支える基盤は「より身近な地域で」という地域福祉・地域ケアの流れへと大きく転換されました。

そこでは、従来の制度・分野ごとの「縦割り」を超えた包括的な支援や地域住民の主体的な支え合いによる「我が事」・「丸ごと」の地域づくりが求められています。

本会は、住民主体の地域福祉を推進する団体として、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりに中心的にかかわっていきます。

現在、本会の事業は「小地域福祉活動の推進」・「ボランティア活動の啓発」・「介護予防」・「子育て支援」・「福祉サービスの実施」・「居宅介護事業」等を重点としています。いずれの事業におきましても地域に足を運ぶことを大切に、地域のニーズを汲み上げ、住民の皆さまと顔の見える関係づくりができてきたと考えています。今後も複雑・多様化する福祉課題にしっかりと向き合い、地域住民主体の福祉活動を推進します。

また、本会は本年度より新社会福祉法人制度のもと、新たな組織体制でスタートします。社会福祉法人としての主体性・自立性を担保しつつ、法人としてのガバナンスの強化、事業透明性の確保、財務規律の強化を図ります。

社会福祉協議会は、当該自治体の地域福祉の推進を担う、唯一法律に定められた組織であり、本会は今後も公共性、公平性、民間性を發揮し、竜王町の住民福祉の向上に努めてまいります。

### 【基本理念】

#### “みんなの「あい」 でつくる 福祉のまち竜王”

この基本理念は、住民のみなさんと社協や行政が協働で「わかりあい」「わかちあい」「であい」「ふれあい」「支えあい」「助けあい」など、たくさんの「あい（二愛）」である、福祉のまちづくりを進めていくことをめざしています。

## 【重点的取組課題】

(1) 地域住民や地域の多様な主体が協働して地域福祉が進められるよう「つなぎ役・調整役」機能を高めます。

### ①小地域福祉活動の推進

社協活動の中核となる「小地域福祉活動」については、これまでに31の自治会で福祉委員会が組織され、「だれもが安心して暮らせる地域づくり」の活動に取組んでいただいている。本会では、こうした小地域福祉活動を支援するため活動の支援を図ってきました。福祉委員会が各自治会を単位に設置されている例は少なく、本町の特色ある活動として今後も継続発展させていきます。

そのため、毎年、福祉三者委員研修やブロック単位の地域福祉懇談会を区長、福祉委員、民生委員児童委員参加のもとに開催し、テーマを設けて意見交換等交流を深めています。本年度は、地域の多様な主体にも広く呼びかけて実施します。

### ②地域福祉コーディネーターの活動

地域福祉コーディネーターは、「地域福祉のネットワークづくり」のキーパーソンとして位置づけられており、地域の課題やニーズを発見し、地域の資源をつなぎ、地域での生活を支えるネットワークの中心として活動しています。自治会の福祉委員会や民生委員児童委員協議会などの地域組織やボランティア団体、関係機関などと連携して住民主体の地域福祉活動を支援するとともに、地域に出向いて住民との関係を築き、支援につながりにくいケースの把握に努めています。

本年度も地域組織や地域の事業者・関係機関などと連携して地域で生活していくうえで福祉的な課題を抱える人の早期発見に努めるとともに、課題解決のためのネットワークづくりを図ります。

(2) 自立相談支援など相談機能を充実し、困りごとの早期発見・早期対応に努めるとともに、安心して暮らせるまちづくりに取組みます。

平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行され、それまでの制度では対応出来ていなかった、仕事や生活等の困りごとを抱えている方に対して様々な支援機関と連携し、必要なサービスを紹介してきました。

本年度はさらに民生児童委員や関係機関等との連携を密にし、幅広い対象者の早期発見に努め、他機関につなぐ際も必要に応じて同行支援や確認を行います。その後の状況も確認しながら場合によっては改めて相談を受け付けたりつなぎ直しをしたりして、自立支援に向けた対応を充実させていきます。

また、現在本町ではさまざまな悩みや心配ごとを抱えた方が増加傾向にあり、心配ごと相談所の機能を充実すべく弁護士による無料相談会を年4回開催し、住民の困りごとや心配ごとの相談に対応します。

(3) ボランティア・住民活動の推進により地域の福祉力を高めます。

「出来ることから始めよう！小さな力を大きな力に・・・」をテーマに掲げ、福祉の人づくりに努めます。

ボランティア講座やボランティアの集いなど、多くの住民がボランティア活動に参加するきっかけや仕組を作るとともに、交流の場を提供し、ボランティアセンターの拠点づくりに努めます。

また、ボランティアコーナーでの身近な情報の提供や社協広報『福祉りゅうおう』での「ボランティア通信」の掲載を充実します。

(4) 学校・地域・職域などの福祉教育を推進します。

赤ちゃんから高齢者まで日常生活の中から自然に福祉の心を育めるよう、いろんな機会を活用して、多世代交流の場づくりやボランティア体験の場の提供に努めます。

未就園児と保護者が町内の高齢者施設を訪問して施設利用者と交流する「チビ★にこにこプロジェクト」を実施し、幼い頃から福祉の心やボランティアの心を育めるよう取組みます。

また、幼稚園・小学校・中学校と緊密に連携し、発達段階ごとの福祉教育の推進に努めます。

町内全域においては、社協ホームページや広報「福祉りゅうおう」を活用した福祉情報の発信や啓発、各関係機関と連携した研修会等を実施し、各団体・企業における福祉研修の充実発展に資するよう取組みます。

(5) 災害に強い街づくりへの取組を推進します。

要援護者を地域で支える仕組「ご近助事業」を各自治会に周知し、各地区の地域性を活かした方法で、災害時の支援・平常時の見守り活動の充実が図られるよう支援します。

また、災害時ボランティアセンターとして、竜王町防災計画を基に本会としての災害時の支援マニュアルを作成し、具体的な対応策を明確にしています。

(6) 地域福祉権利擁護事業により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を図ります。

権利擁護支援の取組として、本会では「地域福祉権利擁護事業」を実施し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行っていますが、高齢化や一人暮らし高齢者の増加・障がい者の地域生活移行が急速に進行する中で支援のニーズはますます増加の傾向にあります。こうしたニーズに対し、専門的な支援体制の充実とともに継続的な研修などを通じて生活支援員の育成や支援のレベルアップを図りながら活動を推進します。

判断能力が不十分で支援が必要な方が安心して暮らせるには、地域の人たちの見守る力を高めていくことが必要であり、継続して広報『福祉りゅうおう』を通して権利擁護事業の啓発に努めます。

(7) 多くの住民が参加する介護予防事業の実施に努めます。

おおむね60歳以上の高齢者を対象に介護予防を目的として実施しています「生涯現役事業」、「いきいき趣味活動」は、大幅に利用者数も増え多くの住民の皆さんにご利用いただいています。

今後もさらなる高齢化が進行する中で、住民のニーズや介護予防の観点を踏まえた実践的な取組を展開します。

(8) 子育てを支援し、子育てしやすい地域づくりに努めます。

平日、町保健センターで「こどもひろば」を開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集える場を提供するとともに、様々な企画で子育てを支援し、親の悩み相談や仲間づくりを進めます。

また、地域福祉コーディネーター等が地域の子育てサロンに出向いて活動を支援したり子育て世代を中心としたボランティアグループをサポートしたりしながら住民主体の子育て支援活動を盛り上げて、子育てしやすい地域づくりに努めます。

(9) 居宅介護事業の充実を図り、訪問介護サービスの向上に努めます。

要支援・要介護状態の利用者の方が安心して在宅での生活が継続できたり、自立した生活が送れたりできるよう、身体介護・生活介護・通院介助サービスの提供および障害者自立支援法による身体介護・家事援助などの訪問介護サービスの提供を行っています。

さらに、一人暮らしの高齢者や視覚障がいの方への外出支援や日常生活への支援を実施するなど事業の充実向上に努めています。社会福祉制度の改革が進むなか、ますます利用者が増え、個々のニーズも多様化していますが、関係諸機関との連携のもと、今後も住民の立場に寄り添った居宅福祉事業の充実に努めます。

## 1. 法人組織・事務局機能の強化

### □ 法人運営機能の充実・強化

事業	実施計画	事業内容
(1)理事会	年6回程度	業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行う。
(2)評議員会	年2回程度	運営管理上の重要事項及び業務執行上の基本方針について審議、議決を行う。
(3)監事会	随時	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行う。
(4)会長・副会長 調整会議	随時	業務執行上の近況報告及び当面する課題についての方向性を検討する。
(5)部門間調整 会議	随時	各部署の近況報告及び当該職間の意思疎通の下、当面する課題についての方向性を検討する。
(6)財務管理	年間	税理士との委託契約により2ヶ月に1回および決算月に監査指導・助言を受け、財務管理の透明性を確保する。

### □ 部会・委員会機能の充実・強化

事業	実施計画	事業内容
(1)法人運営部会	随時	法人の経営方針、組織の充実及び事業財源の安定化・拡大等検討し理事会に提言する。
(2)地域福祉推進部会	随時	地域福祉事業の充実・強化のための方向性を示し、本会が推進する事業の評価または将来的な展望等を理事会に提言する。  地域福祉懇談会等の開催に向けての調整。 地域福祉活動計画の進行管理等にかかる提言。
(3)在宅福祉事業部会	随時	介護及び介護予防を目的とする事業の充実・強化のための方向性を示し、本会が実施する在宅福祉サービス事業の評価や将来的な展望等を理事会に提言する。
(4)広報部会	発行につき 2回程度	「福祉りゅうおう」発行の企画編集をし、社協の事業活動の紹介や情報の提供を通して地域住民の福祉意識の啓発を図るとともに、社協諸事業の説明責任を果たす。
(5)各種委員会	随時	個別事業の充実・強化のために、具体的な推進手段の検討や当該事業の評価、将来的な展望等を会長に提言する。  ◆ボランティアセンター運営委員会 ◆善意銀行運営委員会

□ 役職員研修会の実施

事業	実施計画	事業内容
(1)役員研修	随時	滋賀県社会福祉協議会や同会長会等が主催する社協役員研修などに参加し、役職員の研鑽に努める。
(2)職員内部研修会の実施	1回/2ヶ月程度	職員が輪番で講師を経験する内部研修会を実施することにより本会職員としての自覚の醸成を図る。また、適宜、外部より講師を招くなど、職員の資質向上を目指す。
(3)局内会議の実施	月5回程度	定期的に局内会議（事業進捗会議、ヘルパー会議、地域シェア会議）を実施することにより、細やかに事業の遂行状況の把握や評価を行うとともに、職員の主体性を促し責任を持って事業に取り組む姿勢を助長する。
(4)研修会への参加	随時	滋賀県社会福祉協議会等が開催する社協職員研修などに積極的に参加し、県内他市町職員との交流と研鑽に努める。

**2. 安定した事業財源の確保**

□ 会員会費の拡充

事業	実施計画	事業内容
(1)一般（世帯）会員の加入促進	4月	自治会の協力のもと、世帯1,000円の一般会員の募集を行い、事業財源の確保と地域福祉活動の充実を目指す。 区（自治会）長宅へ役職員が訪問し、実施趣旨を説明のうえ、理解と協力をいただくことに努める。 地域での集会などの機会をとらえ、会員会費制度の啓発と協力のお願いを行う。
(2)賛助会員の加入促進	5月～ (9月強化月)	企業、商店、個人のご賛同頂ける方に対し、郵送での協力依頼のほか、役職員が計画的な連携のもとで全町的な協力依頼を行い、事業財源の確保に努める。また、新規参入企業様に対しての賛助会員加入推進を図る。

□ 事業財源の募集

事業	実施計画	事業内容
(1)助成金の活用	随時	助成金申請を積極的に行い、新たな財源の確保に努める。
(2)広報広告募集	随時	広報広告の募集など、新たな財源の確保に努める。
(3)入れ歯リサイクル事業	年間	不要になった入れ歯を町内の歯科・病院などで回収していただきリサイクル業者に依頼し金属の部分を精製し収益を得る。収益の一部はユニセフに寄附される。

## □善意銀行の管理・運営

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1) 善意銀行運営 委員会の開催	随 時	寄附金の管理と必要時の地域福祉推進活動者への預託金払い出しのための審議。
(2) 災害時等の支援に要する費用の管理	年 間	災害時に備えた費用の準備と必要時の活用。

**3. 地域福祉活動計画の進行管理**

事 業	実施計画	事 業 内 容
活動計画の進行 管理	年 間	<p>平成26年度に策定した地域福祉活動計画（5ヵ年）の地域への周知に努めると共に、皆さんの理解と協力を頂き、活動の具現化に努める。</p> <p>実施にあたっては、社協の基盤強化を図りつつ、現状と社会情勢を踏まえたうえで取り組む。</p> <p>地域福祉推進部会において計画内容の実施状況の確認、実施内容の評価を行う。</p>

## 4. 地域づくり

### □ 小地域福祉活動の推進

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)小地域支え合いの「近助」体制づくり	年 間	小地域における災害時要配慮者支援体制づくりを支援し、その活動を通じて日ごろの見守り支え合い活動の促進を図る。 ◆ 活動メニューの提示・支援による活動の活性化 ◆ 未設置地区に対する組織化支援活動 ◆ 福祉の町づくり運動推進地区助成金を活用した福祉委員会活動の推進 ◆ 歳末助け合い配分金を活用した地域ふれあい活動の推進 ◆ 共同募金地域配分金等を活用した地域サロン等への助成 ◆ その他の民間助成金の案内など
(2)福祉委員会の組織化および活動への支援	隨 時	
(3)福祉委員への支援	1回／年 (4月頃)  8月頃  4回/年	福祉委員が安心して活動頂けるよう福祉委員活動の取り組み内容や福祉の町づくり運動推進地区助成金の申請について説明研修を開催する。 各地区的福祉委員の交流や情報交換を目的に交流会を開催する。 福祉委員会便りを発行し、滋賀県社会福祉協議会や町などが主催する各種研修会の情報提供や、地域でのホットな活動の発信を行う。
(4)福祉関係三者研修	1回／年 (5/10)	各地区の小地域福祉活動の推進者である自治会長、福祉委員、民生委員児童委員の方々をはじめ、福祉委員会構成員が協力して取り組みを進められるよう、三者が揃って話し合える研修の場を設ける。
(5)地域福祉プロック別懇談会の実施	9～10月	地域福祉活動の取り組みに参考となる情報提供と合わせ、各地区的福祉委員会、福祉関係委員同士の交流の場を設け、地域同士の情報交換や福祉課題の共有化を通じて、地域自身の課題解決力の向上を図る。
(6)地域子育てサロン等の運営支援	年 間 隨 時	レクリエーション用品の貸し出し・子育てサロン事業への助成等を行う。 サロン立上げ希望の自治会への立上げ支援
(7)見守り配食事業	5回／年	ボランティアの協力による温もりのある季節ごとの手作りお弁当を一人暮らし高齢者の方へ配食することを通じ、民生委員児童委員と連携して心身の変化などの実態把握を行い、必要時、関係機関につなぐ・連携するなど支援につなげる。
(8)コミュニティカフェ「縁側」づくりへの支援	年 間 1回／2月	隣近所の人たちが誰でも交流できる、昔の「縁側」のような地域の居場所づくりを支援する。（コミュニティカフェ、ふれあい喫茶活動など） コミュニティカフェ同士の交流会を実施し、活動の活性化や運営上の課題解決を支援する。

□ 地域福祉コーディネーターの設置・充実

地域福祉コーディネーターは、地域での福祉課題に対し地域の関係者と専門職で連携を図りながら解決策を考えていくための重要なつなぎ役を担う。

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)課題への早期対応・予防	年 間	地域住民や福祉関係者が困りごとについて、適切な相談窓口機関へスムーズにつながるよう支援する。
(2)相談支援体制の強化	年 間	情報提供や単発的な支援だけでなく、福祉委員会会合やふれあいサロンなどへの参加など、継続的に関わり続けることで、社協全体で地域からの要望に応えられる体制づくりを目指す。
(3)アウトリーチの強化	年 間	地域に出向き、地域住民との関係を築き、制度の狭間に陥ったり、支援につながりにくいケースをキャッチする。 また、福祉委員会の活動について停滞している地区への重点的支援を行い、どこの地区でも小地域福祉活動の充実を目指せるよう支援していく。
(4)住民主体活動の支援	年 間	福祉のまちづくりのキーパーソンとなる人材の発掘。住民主体活動の芽生えや発展への支援。よい取り組みを他地域に紹介し、地域を越えた活動者のつながり、連携への支援を行う。

## 5. 地域を支える人づくり

□ ボランティアセンター機能の充実

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)センター機能の強化	年 間	ボランティアセンターとして、日常的なボランティニアーズの発掘・相談・登録・斡旋に加え、連絡調整機能を果たす。 ボランティアの発掘・ボランティア活動の啓発を行う。 ボランティアの組織化（グループ化）への取り組み NPO法人との連携・支援、他機関との連携。
(2)ボランティア活動の啓発	年 間	事務所前に設置したボランティアコーナー（掲示板）において身近なボランティア情報の提供、ボランティア保険の加入促進等に努める。
	4回／年	社協広報「福祉りゅうおう」に「ボランティア通信」を掲載。 ボランティアの紹介も行う。
(3)福祉教育の支援	随 時	町内の小・中学校に対し、福祉体験の指導や講義などで総合学習における支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・キャラバンメイトとの連携による認知症啓発。</li><li>・福祉体験学習（車椅子体験・高齢者擬似体験・点字体験など）地域性を配慮し時代を反映した魅力ある研修会・講座を企画する。</li></ul>
(4)チビ★にこにこプロジェクト	2回／月	未就園児と保護者が高齢者施設訪問を実施。幼い頃からの福祉体験や高齢者の生きがいづくりに貢献しながら、同じ子育て世代の仲間づくりや社会参加を目指し、多くの人とと共に育ちあう親子ボランティアを育成する。

(5)福祉講座・研修会の企画運営  (6)災害時ボランティアセンターの体制作り  (7)物品の貸し出し	年 間	研修会・講座を通して、ボランティアの育成及び地域で活躍できるまでの協力に努める。 〔開催講座等〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア入門 出前講座</li><li>・ボランティアのつどい</li><li>・コミュニティカフェ交流会</li><li>・各種ボランティア講座</li></ul> 竜王町防災計画を基に、災害時の支援マニュアルを作成し、災害時ボランティアセンターの体制作りを行う。  研修用機材の整備、貸し出し レクリエーション用品・イベント用品の貸し出し
---	-----	---

## 6. 仲間づくり・生きがいづくり

### □ 各種サロン・講座の開催

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)生涯現役事業「いつまでも元気クラブ」	年間	鏡・弓削・鵜川ふれあいプラザで概ね60歳以上の方を対象に、介護予防を目的として生涯学習や趣味活動、健康維持、仲間づくり、ボランティア活動など様々な教室を開催する。
(2)いきいき趣味活動（高齢者趣味活動）	各講座 1回／月 程度	ふれあいプラザにおいて、カラオケ・健康料理・ちぎり絵・書道教室・編み物手芸教室など各種講座を実施。 講座で制作した作品を文化祭や図書館等にて展示を行う。
(3)こどもひろば	5回／週	未就園児とその保護者を対象に、親子の交流や各講座を通じて子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・常設ひろばを開設し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集え、相互に交流を図る場を提供する。</li><li>・子育てや子育て支援に関する講座を開き、子どもの健やかな育ちを促進する。</li><li>・年齢別ひろばを開催し、子どもの横のつながりやその保護者の交流を図る。</li><li>・子育て中の保護者を対象に、子育てに参考となる講演会を開催する。</li></ul>
(4)退職シニア世代へのアプローチ	4回	ヤングシニア世代にアプローチし、小地域福祉活動の推進に関わる活動への参加を企画し、異世代間の交流や、地域人材の発掘、退職シニア世代の介護予防の取り組みなどにつなげる。

□ 当事者団体への支援

事業	実施計画	事業内容
(1)当事者団体支援	年 間	団体事務の補助・自立に向けての支援。 各種事業への参加・協力。団体運営の支援。 資金の助成。 【主な団体】 * 視覚障害者友の会 * 母子福祉のぞみ会 *手をつなぐ育成会 6月…交流会 12月…クリスマス会 ボランティア等に余興をお願いし、食事を摂りながら 交流を深めていただく。（共同募金の配分金を活用。）
(2)一人暮らし高齢者支援事業	2回／年	

## 7. 主体的な活動への支援

□ 福祉活動団体への助成

事業	実施計画	事業内容
(1)福祉団体への支援	随 時	自主的に福祉活動を行う福祉団体からの申請に基づき、運営費の一部を助成する。
	随 時	町内の小・中学校を対象に福祉教育活動に対する助成を行う。

## 8. 相談・支援事業の充実

□ 定期相談の継続・専門相談の充実

事業	実施計画	事業内容
(1)心配ごと相談所の開設	3回／月	町勤労福祉会館にて、月3回、定期的に開設する。 専門の相談員が土地や借金、債務、暮らしの様々な相談に応じ、必要に応じ弁護士等につなぐ。 相談員研修会により、相談所のレベル向上を図る。 弁護士・司法書士等による無料相談会を実施する。 広報紙等により事業内容や日程を周知する。
(2)生活困窮者自立相談支援事業	4回／年	地域内で課題となっているケースの把握に努め、対象者の実態把握を行う。
①対象者の発見	随 時	民生委員児童委員や関係機関等との連携により対象となるケースを把握する。
②相談受付	随 時	社協の他事業・他部門と連携し、各制度での対応が困難な相談ケースについて、本事業での対応を図る。
③自立相談支援の実施	随 時	町福祉課やその他の関係機関と連携し、生活困窮に関する相談に対し協働して対応し、本事業のスムーズな運営を図る。 地域の福祉関係者からの情報に基づき出張相談を行う。

④就労支援への橋渡し ⑤事業の啓発	随時	相談者が抱える課題を把握し、その置かれている状況や本人の意思を確認することを通じ一人ひとりの課題に応じた支援計画を作成する。
	随時	ハローワークや就労準備支援事業実施事業所との連携 県健康福祉事務所との連携により中間的就労支援事業所の開拓を図る。 民児協定例会や福祉委員研修、地域福祉懇談会など福祉関係者の集まる場で事業啓発を行う。

## □ 福祉サービスの実施および利用支援

事業	実施計画	事業内容
(1)生活福祉資金貸付制度の利用支援	年間	<p>低所得世帯等の自立更生を助長するため、制度の利用窓口としての役割を果たす。（生活福祉資金など）</p> <p>①総合支援資金 失業者等、日常生活全般が困難な方に、継続的な相談援助と生活費等の一時的資金の貸付利用支援などの自立支援の実施</p> <p>②福祉資金 低所得者等に対し、一時的に必要となる経費を貸し付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉費…住宅増改築・福祉用具の購入などの経費としての資金の貸付</li> <li>・緊急小口資金…緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を対象に資金の貸付</li> </ul> <p>③教育支援資金 低所得者等に対して、入学・就学するために必要な経費等を貸し付ける。</p> <p>総合支援資金および緊急小口資金の貸付については、相談者の生活が、より自立に向けた促進が図れるものとなるよう生活困窮者自立相談支援事業と連携する。</p> <p>原則として生活困窮者自立支援事業の利用が要件となる。アセスメントシートの活用。</p> <p>償還が滞っている借受世帯への相談機能の充実。</p>
(2)日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)による支援	年間	<p>判断面で日常生活に不安のある高齢者や障がいのある方等を対象に、他職種との連携を図りながら日常生活での困りごとなど生活全般に対する相談に応じるとともに、生活費のお届けや福祉サービス・行政手続きを本人と同行あるいは代行することにより、利用者の自立を支える支援を行う。</p> <p>総合的な支援が求められる相談が増え、利用者数の増加で個々への対応回数が著しく増加していることや、その支援内容が複雑かつ困難化していることもあり、引き続き生活支援員の補充・育成に努める。</p> <p>また、相談から契約へのスムーズな対応を図り、契約待機者が生まれないようにする。</p>

(3)成年後見制度への移行支援	必要時	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）では、対応が困難になってきたケースは、適切な時期に成年後見制度へと移行できるよう支援する。
-----------------	-----	---

## 9. 調査・広報活動の充実

### □ 調査活動

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)要援護世帯の把握と対応	年 間	訪問介護事業、民生委員児童委員、福祉委員等からの情報収集。 自立相談支援事業からのニーズの発見。 地域福祉コーディネーターによる情報収集。
(2)一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯等の把握		見守り配食事業のチェックシートの作成。 歳末たすけあい事業おせち料理宅配助成を通じた把握。
(3)地域のニーズの把握		「ニーズ発見ノート」の活用…職員が常に携帯し、常にアンテナを立てて、情報の収集に努める。

### □ 広報活動

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)「福祉りゅうおう」の発行	4回／年	本会の収支状況をはじめ、地域福祉推進活動の発信を行う。また、事業の協力依頼や各種講座の受講者募集のほか、団体・グループ・当事者の幅広い福祉活動の紹介等を行う。 「ボランティア通信」「いつまでも元気クラブ」情報も掲載する。
(2)福祉委員便りの発行	4回／年	小地域の福祉委員会活動の様子や住民の声など、福祉委員会活動に役立つ情報を発信する。
(3)こどもひろば便りの発行	随 時	こどもひろば便り「どらんちゅ」を活用し、事業の近況報告やお知らせなどを掲載する。
(4)プラザだよりの発行	随 時	参加者の募集や月間の予定をお知らせし、事業への参加者を拡大する。 町内3つのふれあいプラザで実施している「いつまでも元気クラブ」（生涯現役事業）の介護予防事業や「いきいき趣味活動」による仲間づくりなどの情報を「プラザだより」として毎月発行し、高齢者の健康維持に役立てて頂くため、多数の参加者を募る。

(5)ホームページの管理	年 間	ホームページを活用して、地域福祉活動の啓発を図る一方、住民が円滑に社協の福祉サービスや地域福祉関連の助成制度を利用できるように情報提供や様式のダウンロード環境を整える。
(6)フェイスブックの管理	年 間	こどもひろばのタイムリーな情報や子育て情報の発信。

## 10. その他

- 関係機関との連携・支援

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)関係機関との連携	年 間	行政関係機関、福祉関係施設・団体との連携 諸事業への参加協力・活動費等支援
(2)事務局支援	年 間	事務局の運営、または運営補助 事業の実施・協力・助成金支援  【事務局を預かっている団体】 * 竜王町共同募金委員会 * 日本赤十字社竜王町分区 * 遺族会 * 護国社奉贊会 * 民生委員児童委員協議会

- その他の事業、啓発活動等の実施

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)共同募金運動の推進	年 間	募金活動の推進（再掲） 配分活動の実施 要援護世帯支援、小地域ふれあい事業、福祉団体・施設への事業助成。
(2)社会を明るくする運動	7月	社会を明るくする運動・青少年健全育成活動への協力。 のぼり旗、ポスターの掲示等啓発活動の実施。
(3)平和祈念事業	7月	戦没者の慰靈と恒久平和の実現のため、町主催の平和祈念式に協力する。
(4)社会福祉大会の開催	11／23	ボランティア等に企画運営に協力していただき、住民が主体的に参加する福祉大会を目指す。 社会福祉の向上に寄与された方々の表彰等を行う。 ボランティアグループの活動発表。 地域福祉の推進を図るために講演会の実施。

## 11. 在宅福祉サービスの充実

### □ 介護サービス事業所の運営

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)訪問介護事業	年 間	要介護状態の利用者の方が、安心して在宅での生活が継続できるよう、身体介護・生活介護・通院介助サービスの提供を行う。特に、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加・障害者の地域移行が進む中、社協の地域福祉権利擁護事業等との連携を図りながら、安心して在宅生活を送って頂けるよう努める。
(2)介護予防・日常生活支援総合事業	年 間	専門的なサービスを必要とする要支援状態の利用者の方が自立した生活を送れるよう、身体介護・生活介護サービスの提供を行う。
(3)介護保険外サービス事業	年 間	介護保険制度の対象サービス（訪問介護事業）で対応出来ない方の介護サービスの提供を行う。
(4)外出支援サービスの実施	隨 時	介護保険サービス以外に、外出手段のない一人暮らし高齢者・障がいのある方を対象に比較的割安な料金で外出支援を行う。
(5)利用者負担减免の実施	隨 時	介護保険等サービス利用者で低所得世帯の方に対して利用料金の一部負担を行うことにより利用を支援する。

### □ 障害福祉サービスの実施

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)居宅介護事業	年 間	障害者総合支援法による、身体介護・家事援助などの訪問介護サービスの提供。
(2)重度訪問介護事業	年 間	常時、介護が必要な障害児・者に対して、継続的なサービスを提供する。
(3)同行援護	年 間	視覚障害者の方の外出支援、移動支援を行う。
(4)地域支援事業	年 間	町の地域支援事業による、移動サービスの提供
(5)社会参加促進事業	年 間	町の社会参加促進事業による、タクシー運賃助成の適用

□ 車椅子・ベッドの貸し出し

事業	実施計画	事業内容
(1)福祉用具貸与事業	年 間	在宅生活において、車椅子・ベッドが必要な方に対して無料で貸し出しうする。 福祉用具の在庫管理・メンテナンス等

## 12. 介護予防への取り組み

□ 介護予防拠点施設の管理・運営

事業	実施計画	事業内容
(1)プラザの管理	年 間	町より鏡・弓削・鵜川の3ふれあいプラザを指定管理者制度により社協が管理を受託している。 常時、社協職員が管理を行うほか、カーペットの清掃、消防点検等は、専門業者へ委託する。
(2)プラザの運営 ①生涯現役事業 ②いきいき趣味活動	年 間	介護予防・地域交流・ボランティアの活動場所として運営していく。 「いつまでも元気クラブ」（生涯現役事業）の実施。 町から介護予防事業として委託を受けている生涯現役事業については、鵜川、弓削、鏡ふれあいプラザを会場に、概ね60歳以上の方を対象に多様な教室を開催する。 「いきいき趣味活動」の実施。 高齢者自らが寄り集い、講座を通じて交流を深めあい、地域に持ち帰って地域の仲間づくりへと発展していく講座の開催に努める。
(3)貸し館事業	年 間	地域の方々にもご利用いただけるよう、地域が行う介護予防を目的とした事業等に対して、プラザの貸し館（要予約・有料）を行う。

## 滋賀県共同募金会竜王町共同募金委員会事業計画

事 業	実施計画	事 業 内 容
(1)理事会・評議 員会	年2回程度	共同募金委員会事業計画（報告）および予算（決算）等重要事項について審議、決定を行う。
(2)監事会	年1回	事業の執行状況及び会計状況について監査を行う。
(3)戸別募金の 実施	10~12月	共同募金の配分金は、地域福祉活動等事業の有効な財源となるため、自治会の協力のもと戸別募金の運動を展開する。 実施にあたっては、自治区長に事前資料の配布と十分な説明を行い、ご理解を頂いた上で実施できるよう努める。
(4) 法人募金の 実施	11~12月	企業・商店等に対し、文書による協力依頼のほか、民生委員児童委員にご協力を頂き、全町的な協力依頼を行う。 実施にあたっては、民生委員児童委員に十分な説明を行い、理解協力をお願いする。
(5)その他募金の 実施	10~12月	職域募金・街頭募金・学校募金・窓口募金のほか、歳末たすけあい募金の取りまとめを行う。 街頭募金については、NPOや福祉施設等の職員の協力を得て、フレンドマート竜王店や町内の道の駅およびダイハツ竜王工場での街頭募金を実施し、地域のみんなで盛り上げていく活動であることを知ってもらう。また、三井アウトレットパークでの街頭募金実施に向け協力のお願いをする。 社協職員が町内の福祉イベント等に出向き出店などによる収益で募金に協力する。
(6)共同募金の 啓発		共同募金についての啓発を目的とした事業を行い、共同募金についての理解を促進する。 園児・児童・中学生に向けた啓発や自治会を通じて共同募金運動の趣旨説明・協力のお願いを行う。
(7)共同募金目標 額		平成29年度目標額 一般募金 1,800,000 円 歳末募金 1,650,000 円
(8)審査委員会	1~3回／ 年	共同募金事業の円滑な推進を図るために、審査委員会を開催する。
(9)事業助成	年 間	次の助成を行う。 ① 小地域ふれあい事業等への助成 ② 要配慮者支援体制事業（近助事業）取組み地区への助成 ③ 地域での福祉活動に対する表彰 ④ 小地域福祉推進のための事業費 ①小地域ふれあい事業助成 ②福祉関係団体・施設等事業助成 ③個別見舞 ④おせち料理宅配助成
(10)義援金受付 取りまとめ	歳 末 必要時	災害義援金募集を広く呼びかけて義援金の取りまとめを行い、災害復興支援の一役を担う。